（加入者掛金の納付）

第76条　加入者（第79条の規定により事業主を介して掛金を納付する者を除く。以下この条及び第87条の２において同じ。）は、拠出期間ごとに拠出する加入者掛金を、第30条第７項の規定により連合会に申し出た掛金引落金融機関情報による口座振替を拠出期間の最後の月の翌月26日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。第79条第１項において同じ。）に行うことにより納付するものとする。ただし、加入者が、その資格を取得した後、初回の加入者掛金を納付する場合であって連合会が定める場合には、資格取得日（加入者の資格を取得した日をいう。以下同じ。）の属する月の翌々月の26日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。第79条第１項において同じ。）に、資格取得日の属する月及びその翌月分の２月分の掛金の口座振替を行うものとする。

２　前項に定める加入者掛金の口座振替は、加入者本人名義の口座からの引落しに限るものとする。（第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものが、次条の規定により、事業主払込を行う場合を除く。）

３・４　（略）

（第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものに係る加入者掛金の納付の方法等）

第77条　第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものは、加入者掛金の納付を、その使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことができる。

２　事業主は、第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものが前項に定めるところにより、事業主払込の方法による加入者掛金の納付を希望する場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

第79条　第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものが事業主払込を行う場合にあっては、当該加入者を使用する事業主は、連合会の請求に基づいて、当該加入者の拠出期間ごとに拠出する加入者掛金（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金と中小事業主掛金）を、あらかじめ連合会に申し出た掛金引落金融機関情報による口座振替（連合会が認める事業主においては、連合会が指定する口座への振込。以下この条において同じ。）を拠出期間の最後の月の翌月26日に行うことにより、納付するものとする。ただし、加入者が、その資格を取得した後、初回の掛金を納付する場合であって連合会が定める場合には、資格取得日の属する月の翌々月の26日に、資格取得日の属する月及びその翌月分の２月分の掛金の口座振替を行うものとする。

２　（略）

３　前項の規定により納付を停止した加入者掛金については、第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものは、同一年内のうち連合会が定める日までに連合会に申し出て事業主払込により納付することができるものとする。

４　前２項の規定による申出は、申出を行う第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものの氏名、性別、住所、生年月日その他連合会が必要とする事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

５　連合会は、事業主が第１項の加入者掛金の納付を行わない場合には、第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものへの通知その他の必要な措置をとることができる。

（加入者掛金の納付）

第76条　加入者（第79条の規定により事業主を介して掛金を納付する者を除く。以下この条及び第87条の２において同じ。）は、拠出期間ごとに拠出する加入者掛金を、第30条第６項の規定により連合会に申し出た掛金引落金融機関情報による口座振替を拠出期間の最後の月の翌月26日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。第79条第１項において同じ。）に行うことにより納付するものとする。ただし、加入者が、その資格を取得した後、初回の加入者掛金を納付する場合であって連合会が定める場合には、資格取得日（加入者の資格を取得した日をいう。以下同じ。）の属する月の翌々月の26日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。第79条第１項において同じ。）に、資格取得日の属する月及びその翌月分の２月分の掛金の口座振替を行うものとする。

２　前項に定める加入者掛金の口座振替は、加入者本人名義の口座からの引落しに限るものとする。（第２号加入者が、次条の規定により、事業主払込を行う場合を除く。）

３・４　（略）

（第２号加入者に係る加入者掛金の納付の方法等）

第77条　第２号加入者は、加入者掛金の納付を、その使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことができる。

２　事業主は、第２号加入者が前項に定めるところにより、事業主払込の方法による加入者掛金の納付を希望する場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

第79条　第２号加入者が事業主払込を行う場合にあっては、当該加入者を使用する事業主は、連合会の請求に基づいて、当該加入者の拠出期間ごとに拠出する加入者掛金（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金と中小事業主掛金）を、あらかじめ連合会に申し出た掛金引落金融機関情報による口座振替（連合会が認める事業主においては、連合会が指定する口座への振込。以下この条において同じ。）を拠出期間の最後の月の翌月26日に行うことにより、納付するものとする。ただし、加入者が、その資格を取得した後、初回の掛金を納付する場合であって連合会が定める場合には、資格取得日の属する月の翌々月の26日に、資格取得日の属する月及びその翌月分の２月分の掛金の口座振替を行うものとする。

２　（略）

３　前項の規定により納付を停止した加入者掛金については、第２号加入者は、同一年内のうち連合会が定める日までに連合会に申し出て事業主払込により納付することができるものとする。

４　前２項の規定による申出は、申出を行う第２号加入者の氏名、性別、住所、生年月日その他連合会が必要とする事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

５　連合会は、事業主が第１項の加入者掛金の納付を行わない場合には、第２号加入者への通知その他の必要な措置をとることができる。